

香川県みどりの基本計画

素 案

令和 3 年 月

香 川 県

目 次

第1章 計画に関する基本的事項

1 計画策定の背景・趣旨	2
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	3
4 計画の対象範囲	3
5 基本的な考え方	3

第2章 香川県のみどり

1 県土の特徴	6
2 みどりの現状・特徴	7

第3章 計画の基本目標と施策展開の基本方向

1 計画の基本目標	10
2 施策展開の基本方向	10
3 施策体系	12

第4章 施策の展開

1 基本方向1 森林整備と森林資源循環利用の推進	14
2 基本方向2 暮らしを支えるみどりの充実	24
3 基本方向3 県民総参加のみどりづくり	36

第5章 計画の推進

1 推進体制	42
2 進行管理	44

第1章 計画に関する基本的事項

- 1 計画策定の背景・趣旨**
- 2 計画の位置づけ**
- 3 計画の期間**
- 4 計画の対象範囲**
- 5 基本的な考え方**

第1章 計画に関する基本的事項

1 計画策定の背景・趣旨

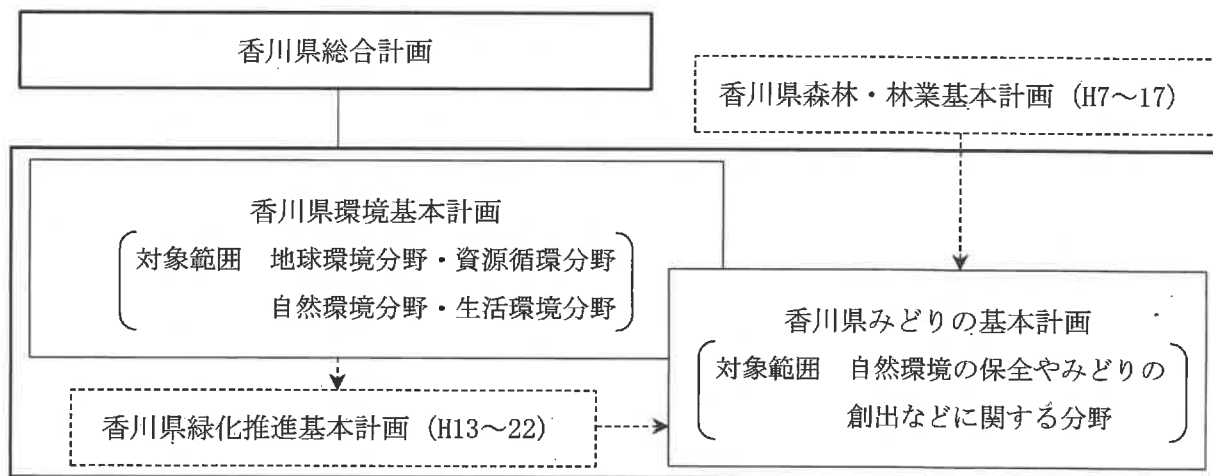
本県では、21世紀にふさわしい水と緑に恵まれた美しい郷土香川の創造を図るため、森林を含むみどりについての基本的な考え方を明らかにしたものとして、香川県緑化推進基本計画（第1次計画：平成13年度～22年度）および香川県森林・林業基本計画（第1次～2次計画：平成7年度～17年度）を策定し、これらに基づき、みどりに関する諸施策を進めてきました。

その後、平成14年3月に、緑化の推進とみどりの保全に関する基本的な考え方を明らかにした「みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例（平成14年本県条例第2号）」を制定し、その中で、改めて緑化の推進とみどりの保全に関する基本的な計画を策定することとなり、平成18年に香川県緑化推進基本計画と香川県森林・林業基本計画の統合・見直しを行い、香川県みどりの基本計画（第1次：平成18年度～22年度）を策定しました。

第2次計画（平成23年度～平成27年度）を経て策定された第3次香川県みどりの基本計画（平成28年度～令和2年度）では、「みんなで育て、活かす、みどり豊かな暮らしの創造」をめざして、各分野にわたる施策を進めてきたところですが、令和2年度に、この計画期間が終了したことから、これまでの取組みの成果を引き継ぎ、一層進めるとともに、第3次計画策定以降のみどりを取り巻く環境の変化や社会経済の状況、県民意識・ニーズ、有識者をはじめとする県民の意見などを踏まえ、令和3年度からの新たな香川づくりの指針である「香川県総合計画」の基本方針に沿って、新しい香川県みどりの基本計画を策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、「みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例」に規定するもので、森林・林業を包含した緑化の推進とみどりの保全に関する基本的な計画であるとともに、香川県環境基本条例に規定する自然環境の保全やみどりの創出などに関する分野における基本的な計画です。



3 計画の期間

計画期間は、令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までの5年間とします。

4 計画の対象範囲

本計画が対象とするみどりは、「みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例」に規定する「樹木等の植物が生育する森林、農地、草地その他これらに類する土地が形成している環境」とします。

したがって、森林、農地、草地だけでなく、公園などを含む市街地や海辺・島しょ部など県土全域の植物が生育する環境を対象とします。

5 基本的な考え方

これまで、第3次香川県みどりの基本計画に基づき、緑化の推進とみどりの保全に関する施策を推進してきました。本県が目指している日本一充実した「みどり」とともに暮らす社会を実現するためには、地域のみどりづくりに関して長期的な視点を持って施策に取り組み、みどりを将来に引き継いでいく必要があります。そのため、本計画では、基本目標を前計画から引き継ぎ、みどりを取り巻く社会情勢の変化や県民の意向などを施策体系に反映させ、総合的かつ計画的に施策を推進していきます。

第2章 香川県のみどり

1 県土の特徴

2 みどりの現状・特徴

第2章 香川県のみどり

1 県土の特徴

(1) 地形・気候

【小さな県土と長い海岸線、多くの島々】

県土の面積は1,876.78平方キロメートルで、全国で一番小さく（国土の約0.5%）なっていますが、瀬戸内海に面し、大小110余の島々が多島美を形成するなど、県土の海岸線延長は700キロメートルを超え、陸地面積1,000平方キロメートル当たりの海岸線延長は全国平均の4倍以上となっています。（県土面積：平成30年10月現在、海岸線延長：平成31年3月現在）

【変化に富んだ地形】

讃岐平野が県土の半分程度を占め、広がりのある田園風景を形成しています。

平野部から海岸・島しょ部一帯には、讃岐富士（飯野山）などに代表される孤立丘や、屋島に代表される溶岩台地が分布し、県土の南部には讃岐山脈が連なり、変化に富んだ地形が形成されています。

【短い河川と多くのため池】

河川は、全体に川幅が狭く、延長も短く急流で、通常は伏流しており、水量も多くありません。このようなことから、満濃池をはじめとする大小12,200余りのため池がつくられ、古くから県民の生活と密接に結びつくとともに、生物にとって大切な水辺の生息・生育環境を提供しています。

【温暖少雨と長い日照時間】

温暖で雨が少なく、日照時間の長い典型的な瀬戸内式気候に属しています。年平均気温は16℃前後であり、年平均降水量は約1,100ミリメートルで、全国46番目です。また、年平均日照時間は約2,100時間で、全国11番目です。（都道府県庁所在地の1981年～2010年の平年値）

(2) 社会的状況

【人口】

人口密度は512.6人／平方キロメートルで、全国で11番目と高くなっています。昭和20年以降、増加傾向にあった人口推移が、平成11年を境に減少傾向を示しています。老年人口が平成5年に年少人口を超え、それ以降も増加傾向を示しています。（人口密度：平成30年10月現在）。なお、「かがわ人口ビジョン」（令和2年3月改訂版）では、令和42（2060）年に人口77万人を維持するという目標を掲げています。

【土地利用の現状】

都市計画区域率について、県土の41%は都市計画区域となっています。本県の耕地面積は減少傾向にありますが、耕地面積率は全国9番目と高くなっています。本県の森林率は47%で、全国38番目となっており、低位にあります。（都市計画区域率：平成28年3月現在、耕地面積率：平成30年7月現在、森林率：平成29年3月現在）

2 みどりの現状・特徴

(1) 森林のみどり

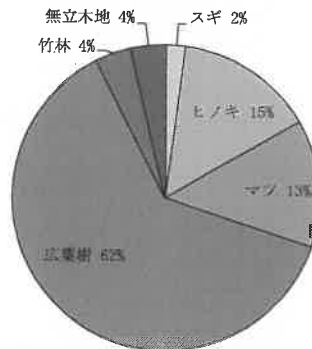
【森林面積・森林率・人工林率】

本県の森林面積は約8万8千ヘクタール（全国45番目）で、森林率は47%、森林のうち人工林は約2万3千ヘクタールで、人工林率は26%（全国44番目）となっています。（林野庁調べ 平成29年3月現在）

【樹種別面積率・広葉樹面積】

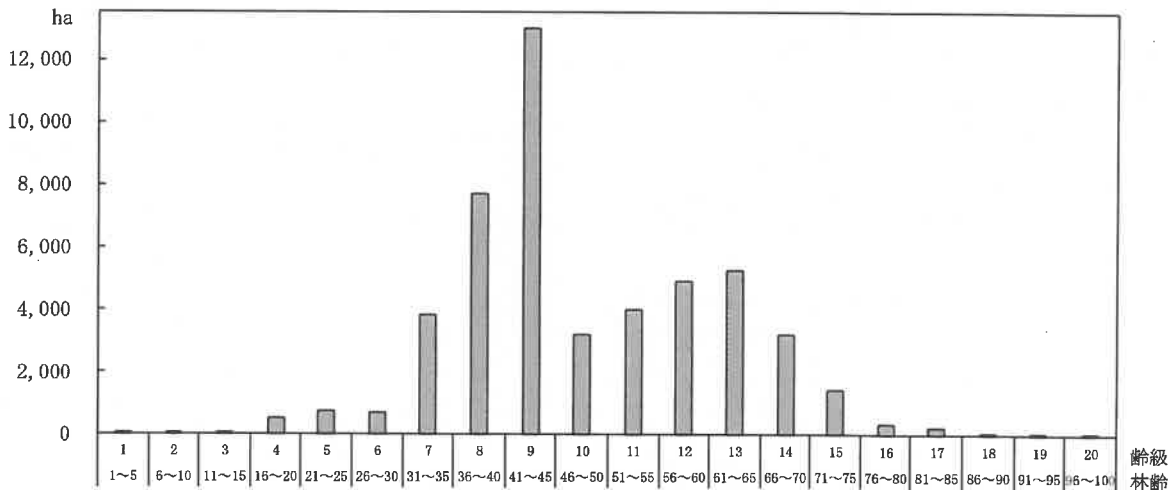
本県における森林は、広葉樹が62%と一番多く、次いで、ヒノキ・マツとなっています。昭和30年代の燃料革命以降、木材利用が減少したことで、昭和50年代前半の松くい虫被害の跡地で天然更新が促進されたことにより、広葉樹は年齢別の構成で二山のピークを持ち、高齢級化（10年齢級〔51～55年生〕以上）が進んでいます。

図1 樹種別面積率



資料：香川県みどり整備課（令和2年3月31日現在）

図2 年齢別広葉樹面積

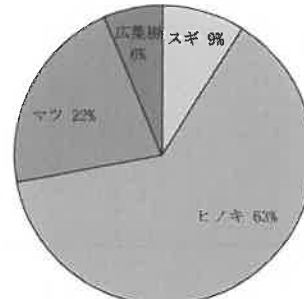


資料：香川県みどり整備課（令和2年3月31日現在）

【人工林における樹種別面積率】

県内の人工林（民有林）約1万8千ヘクタールのうち、ヒノキは約1万2千ヘクタールで人工林（民有林）全体の63%を占めています。松くい虫被害の後に植栽されたヒノキは、木造住宅の柱材などに利用できる時期（7年齢級〔31～35年生〕以上）を迎えています。

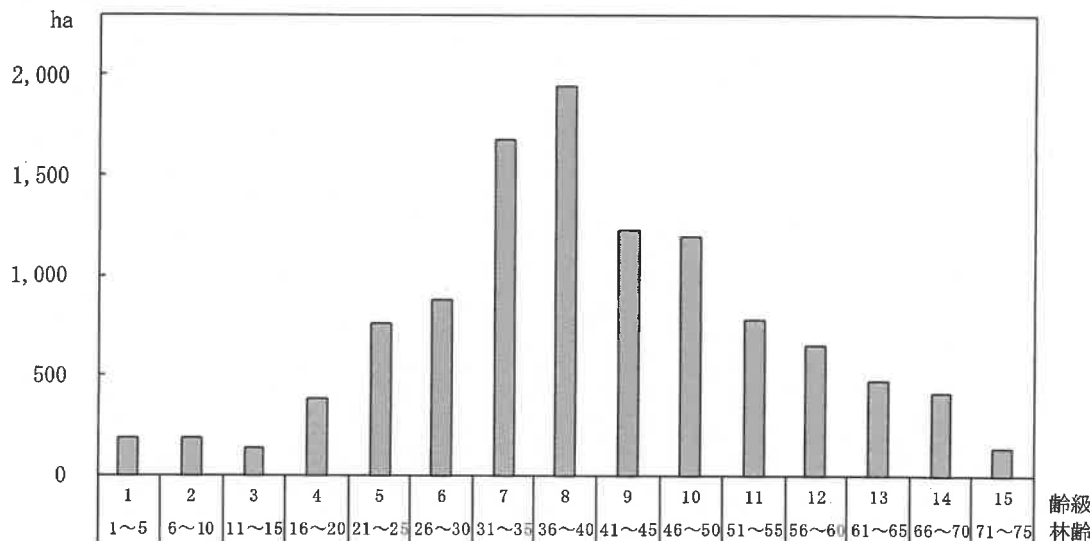
図3 人工林における樹種別面積率



資料：香川県みどり整備課

（令和2年3月31日現在）

図4 齢級別ヒノキ林面積



資料：香川県みどり整備課（令和2年3月31日現在）

（2）すぐれた自然のみどり

本県では、古くから高度の土地利用がなされ、原生的な自然環境は少なくなっていますが、琴平山や藤尾山、寒霞溪周辺、大滝大川県立自然公園などの自然林は、本県の原生的な植生の姿を今に伝えています。

本県の郷土風景としては、屋島や五色台、飯野山をはじめとする溶岩台地、孤立丘のみどりと、南部に位置する讃岐山脈が大きな特徴を形成し、本県特有の田園風景をつくりだしています。また、島しょ部では緑に覆われたいくつもの島々と、静かな海面、白砂青松の浜、散在する漁港、段々畑など自然と人間の営みが一体となった独特の親しみ深い多島海景観を形成しています。

このようなすぐれた自然景観が展開する地域については、瀬戸内海沿岸の島しょ部や海岸部一帯を中心にした地域が、昭和9年3月16日に日本初の国立公園である瀬戸内海国立公園として指定されています。また、讃岐山脈の大滝山から竜王山を経て滝の奥峠に至る地域と大川山周辺の地域を、平成4年9月14日に大滝大川県立自然公園として指定しています。

（3）農地のみどり

平野部に広がる水田や畑地のみどりは、点在するため池とともに香川らしいのどかな田園景観を形成していますが、近年は、耕作放棄地の増加やイノシシなどの野生鳥獣による農作物への被害の増加などに伴い、減少傾向にあります。

（4）まちのみどり

みどりは蒸発散作用などにより気候を緩和するとともに、防風や防音、樹木の樹冠による塵埃の吸着、いわゆるヒートアイランド現象の緩和などにより、快適な環境形成に寄与するほか、フィトンチッドに代表される樹木からの揮発性物質により直接的な健康増進効果が得られるとも言われており、県民の心や体をリフレッシュできるレクリエーションや憩いの場として、都市公園などのみどりが整備されています。

本県の都市公園は、国、県、市町がそれぞれに整備・管理しているものがあり、これらを合わせた令和2年3月31日現在の整備状況は、505か所1,617ヘクタールとなっています。

第3章 計画の基本目標と施策展開の基本方向

- 1 計画の基本目標**
- 2 施策展開の基本方向**
- 3 施策体系**

第3章 計画の基本目標と施策展開の基本方向

1 計画の基本目標

みどり与人・社会とのかかわり方に焦点を当て、「みどりの有効活用により、地域を元気に、暮らしを豊かに、人を笑顔にすることで、みどりを守る」をコンセプトに、基本目標を、引き続き、「みんなで育て、活かす、みどり豊かな暮らしの創造」とします。

この基本目標のもと、日本一充実した「みどり」とともに暮らす社会の実現を目指して、緑化の推進とみどりの保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。

また、施策展開の基本方向を、「森林をはじめとするみどりをいかに利用、保全していくのか」、「暮らしを支えるみどりをいかに充実させていくのか」、「県民とみどりの多様なかかわり方をいかに創出していくのか」といった三つの視点で集約し、それぞれを「森林整備と森林資源循環利用の推進」、「暮らしを支えるみどりの充実」、「県民総参加のみどりづくり」という三つの大項目に整理します。

【基本目標】 「みんなで育て、活かす、みどり豊かな暮らしの創造」

【三つの大項目】

- 1 森林整備と森林資源循環利用の推進
- 2 暮らしを支えるみどりの充実
- 3 県民総参加のみどりづくり

2 施策展開の基本方向

緑化の推進とみどりの保全に関する諸施策の展開に当たっては、三つの大項目ごとに、施策展開の基本方向を次のとおり定めます。

また、この計画に掲げる施策を実施することにより、二酸化炭素の吸収源である森林の整備を通じて、地球温暖化の防止やSDGsの目標達成にも貢献していくとともに、新型コロナウイルスなど感染症のリスクを低減した社会経済活動の促進を図ります。

なお、この計画は様々な環境のみどりを対象にしているため、関係部署と連携して施策に取り組めます。

(1) 森林整備と森林資源循環利用の推進

森林をはじめとするみどりの利用と保全を図るには、林業や木材産業などの振興を通じて、成熟しつつある県内のヒノキ人工林の整備と利用を進めるとともに、高齢級化している広葉樹林や放置されている竹林の整備と資源の利活用を進めるなど、「香川県県産木材の供給及び利用の促進に関する条例（平成29年本県条例第47号）」に基づき、森林資源の循環利用を図る必要があります。

そのため、「森林整備と森林資源循環利用の推進」という基本方向について、中項目として、以下の四つに整理しました。

- ①森林の持つ多面的な機能を持続的に発揮させるとともに、高性能林業機械の導入や路網整備の促進による造林や素材生産コストの削減などにより、県産木材の供給促進を図ります。
- ②木材利用による林業の活性化とそれによる森林整備の促進を図るため、県産木材の認知度を高めるとともに、公共建築物や民間住宅などにおける県産木材の利用促進に取り組みます。
- ③里山の再生を進めるため、高齢級化している広葉樹材や放置された竹材の整備と資源の利活用に取り組みます。
- ④森林所有者の森林経営意欲を高めるとともに、意欲と能力のある林業経営体の経営基盤の強

化や林業就業希望者への支援など森林・林業の担い手育成に取り組みます。

このような基本方向の中でも、近年の林業に関する社会情勢の動向をふまえ、持続的な森林経営の確立に向けた本県の森林資源量の把握と森林施業体系の検討や、需要側が求める一定の品質を確保した県産木材の流通体制の整備に重点的に取り組みます。

(2) 暮らしを支えるみどりの充実

私たちの暮らしを支えるみどりの充実を図るには、まずは、みどりの環境を保全していくこと、そして、優れたみどりについては将来にわたり守り維持していくこと、さらには、県民が身近にふれあうことのできるみどりについてはその質を高めていくことが必要となります。

そのため、「暮らしを支えるみどりの充実」という基本方向について、中項目として、以下の三つに整理しました。

- ①山地災害防止対策や乱開発防止対策、病虫害対策などの実施により、みどりを適切に管理・保全するなど、暮らしを守るみどりの保護・保全に取り組みます。
- ②すぐれた風景や自然環境、良好な生活環境の保護・保全や、生物多様性の保全に取り組むとともに、自然公園などの利用促進や適切な維持・管理などにより、すぐれた自然の保護・保全を図ります。
- ③みどりを持つ憩いや癒しの機能を身近で享受するため、都市部の緑化促進や森林公園などの整備・利用など、身近なみどりの整備・管理に取り組みます。

このような基本方向の中でも、近年、地球温暖化による災害の頻発・激甚化が懸念されるとともに、有害鳥獣による被害は依然として深刻であることから、森林整備を主体とした山地災害防止対策や有害鳥獣対策、緑化の質の向上に重点的に取り組みます。

(3) 県民総参加のみどりづくり

県民とみどりの多様なかかわり方を創出していくためには、みどりづくり活動の担い手となる人材の育成からその活動の情報発信までの取組みを通じて、みどりとふれあう活動の充実を図るとともに、みどりとのふれあいを通して、暮らしを豊かにする地域づくりを進める必要があります。

そのため、「県民総参加のみどりづくり」という基本方向について、中項目として、以下の二つに整理しました。

- ①みどりづくりに対する県民の理解を深め、参加の促進を図るとともに、みどりを守り・育てる人材の育成に取り組みます。
- ②県民参加の森づくり活動を一層推進するとともに、里山の活用・保全や農山村地域と都市住民との交流、川辺や海岸の保全活動など、みどりを活かした地域づくりを推進します。

このような基本方向の中でも、森林ボランティア活動を担う人材の高齢化などにより後継者の確保が重要な課題となっていることから、情報発信の充実やボランティア活動が継続するための手法の検討に重点的に取り組みます。

なお、以上のような3つの基本方向に共通する新型コロナウイルスなど感染症への対策として、施策の推進の方向性を以下の三つに整理しました。

- ①新型コロナウイルスなど感染症の影響により、新設住宅着工戸数の減少に伴う木材需要の低迷が懸念されることから、県産木材の需要拡大につながる利用促進の取組みを推進します。
- ②新型コロナウイルスなど感染症に適切に対応して、社会経済活動の活性化などに取り組む林業事業者などを支援します。
- ③新型コロナウイルスなど感染症への対策に留意した県有施設などの運営やイベント・講座等の開催に努め、各種の普及啓発や人材育成に関する取組みを推進します。

3 施策体系

施策区分	施策区分	施策展開	
大項目	中項目	小項目	
1 森林整備と森林資源循環利用の推進	1-1 県産木材の供給促進	1-1-1 森林整備の推進	
		1-1-2 路網整備等による効率的な作業システムの導入促進	
		1-1-3 施業の集約化の促進	
	1-2 県産木材の利用促進	1-2-1 県産木材の流通体制の整備	
		1-2-2 公共建築物・民間住宅等における県産木材利用の促進	
		1-2-3 県産木材の普及啓発	
	1-3 里山再生の推進	1-3-1 里山整備の推進	
		1-3-2 里山資源の利活用	
	1-4 森林・林業の担い手育成	1-4-1 林業後継者の確保・育成	
		1-4-2 担い手育成の促進	
	2 暮らしを支えるみどりの充実	2-1 暮らしを守るみどりの保護・保全	2-1-1 山地災害防止対策の推進
			2-1-2 保安林の適切な管理
2-1-3 適正なみどりの保全			
2-1-4 森林病害虫等防除対策の推進			
2-1-5 有害鳥獣対策と外来種対策の推進			
2-2 すぐれた自然の保護・保全		2-2-1 自然公園等の保護・利用	
		2-2-2 すぐれた風景や自然環境、良好な生活環境の保護・保全	
		2-2-3 自然記念物等の保護・保全	
		2-2-4 生物多様性の保全	
2-3 身近なみどりの整備・管理		2-3-1 公共施設の緑化の推進	
		2-3-2 民間施設等の緑化の促進	
		2-3-3 森林公園等の整備・管理	
3 県民総参加のみどりづくり	3-1 みどりづくりへの理解と参加の促進	3-1-1 みどりづくりの意識の高揚	
		3-1-2 みどりを守り・育てる人材の育成	
	3-2 県民参加のみどりづくりの推進	3-2-1 県民参加の森づくり活動の推進	
		3-2-2 みどりを活かした地域づくり活動の推進	

第4章 施策の展開

- 1 森林整備と森林資源循環利用の推進**
- 2 暮らしを支えるみどりの充実**
- 3 県民総参加のみどりづくり**

第4章 施策の展開

本県のみどりの現状と課題、施策の方向などは次のとおりです。また、施策の進捗状況を把握・評価するため、施策体系の3つの施策区分（大項目）ごとに2つの指標を設定するとともに、施策展開（小項目）ごとに指標を設定し、全体として30項目の指標を設定します。

基本方向1 森林整備と森林資源循環利用の推進

【施策区分（大項目）1の指標】

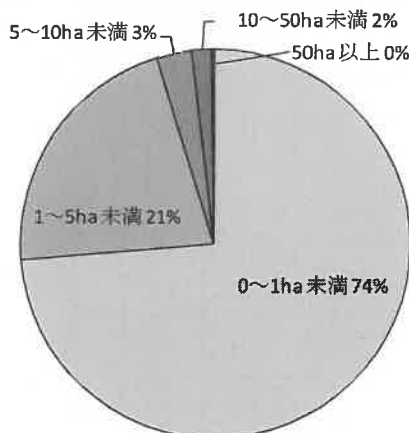
項目	単位	現況【R2年度】	目標【R7年度】
県産認証木材の搬出量	m ³	(9,276(H27~R元平均)) 6月頃確定	12,000
森林整備と木材利用に関する認知度	%	調整中	検討中

1-1 県産木材の供給促進

現状と課題

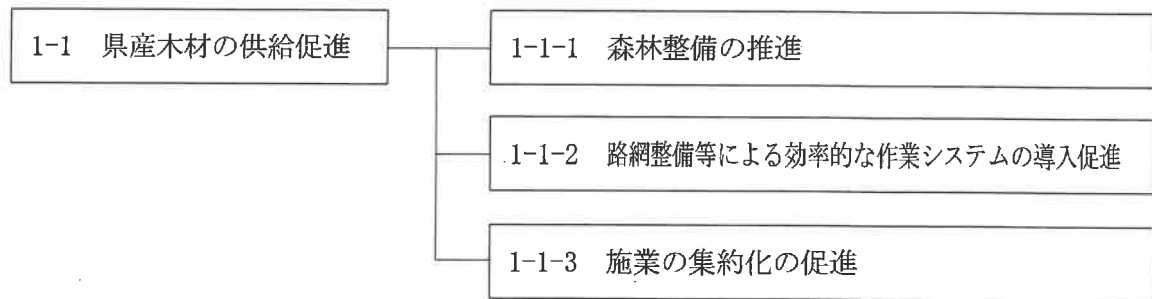
- 県土の約47%を占める森林は、水源の涵養や山地災害防止、木材等林産物の供給に加え、生物多様性保全、二酸化炭素の吸収など多面的な機能を有し、日常生活や事業活動に大きく貢献しており、こうした機能を持続的に発揮していくためには、森林の適正な整備を推進する必要があります。
- 持続可能な森林経営を確立するためには、それぞれの森林所有者や森林組合が、ハード・ソフトの両面から効率的な整備手法を導入することにより、生産性の向上を図ることが必要となることに加え、森林が小規模零細な所有構造にある現状を踏まえ、森林の資源量などを的確に把握し、森林施業体系の指針を作成するとともに、面的なまとまりのある森林を確保し、施業の集約化を図る必要があります。

図5 保有山林規模別所有者の割合



資料：香川県みどり整備課（令和2年3月31日現在）

施策の体系



施策展開

1-1-1 森林整備の推進

ア) 森林計画制度の適正な運用

- 無秩序、無計画な伐採や開発からの機能回復を図ることは容易でないことから、本県の森林の整備や保全の目標、市町村森林整備計画の指針などを示す香川地域森林計画を定め、長期的な視点に立った計画的かつ適切な森林の取扱いを推進します。

イ) 森林整備・県産木材供給への支援

- 多面的機能の維持・増進を図るとともに、県産木材の供給を促進するため、適切な施業方法により森林所有者などが行う植栽や下刈、間伐などの森林施業や間伐材の搬出を支援します。

ウ) 多様なニーズに即した苗木の供給体制の整備

- 多様な森林整備を進めるため、地球温暖化対策や花粉症対策に対応した、成長に優れ、花粉も少ないスギ・ヒノキのコンテナ苗や優良な広葉樹の育苗などの試験研究に取り組むとともに、これらの苗木の供給体制の整備に努めます。

1-1-2 路網整備等による効率的な作業システムの導入促進

ア) 林内路網整備の促進

- 森林資源の循環利用を推進し、林業の生産性を高めるため、林道や森林作業道などによる林内路網の整備を促進します。

イ) 高性能林業機械等の導入の支援

- 低コストで効率的な搬出間伐などを促進するため、従来の機械に比べて性能が高い高性能林業機械などの導入を支援します。

ウ) 効率的な作業システムの普及

- 森林所有者や意欲と能力のある林業経営体など地域の林業関係者が各事業地に応じた最適な作業システムの選択ができるよう、一定の広がりを持つ同じ条件下の地域で効率的な木材生産が可能となるモデル的な作業システムを示すとともに、選択に必要な技術・知識の普及・指導を行います。

1-1-3 施業の集約化の促進

ア) 森林関連情報の活用

- ICTの活用により、樹種・齢級といった森林資源の状況や林内路網の整備状況などの最

新の情報を収集・整理し、施業の集約化を実施するための基礎データとして活用します。

イ) 香川型の森林施業体系の検討

- 森林経営の効率化を図るため、人工林の資源量や路網の配置、地形条件など香川県の森林の状況に適した森林施業体系を検討します。

ウ) 森林総合監理士の育成

- 地域の森林の整備・保全や林業の成長産業化に向けた構想を市町が策定する際の支援や、その構想の推進に向けた技術的な支援ができる人材（森林総合監理士）を育成するとともに、その資質の向上を図るための研修を実施します。

エ) 森林経営計画策定の促進

- 森林施業の団地化、集約化を積極的に促進し、森林所有者や意欲と能力のある林業経営体などにより森林経営計画が作成され、これに基づく森林施業が着実に実施されるよう支援します。

オ) 市町への支援

- 林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立に向け、林地台帳制度や新たな森林経営管理制度が適正に運用されるよう、市町の取組みを支援します。

指標

施策展開	項目	単位	現況【R2年度】	目標【R7年度】
1-1-1	森林整備面積（累計）	ha	(4,520(H27~R元累計)) 6月頃確定	5,000 (R3~7累計)
1-1-2	林内路網延長	km	(1,707(R元)) 6月頃確定	1,749
1-1-3	林業経営者が作成した 森林経営計画の認定面積	ha	(3,420(R元)) 6月頃確定	3,720

方向性を同じくするSDGsのゴール

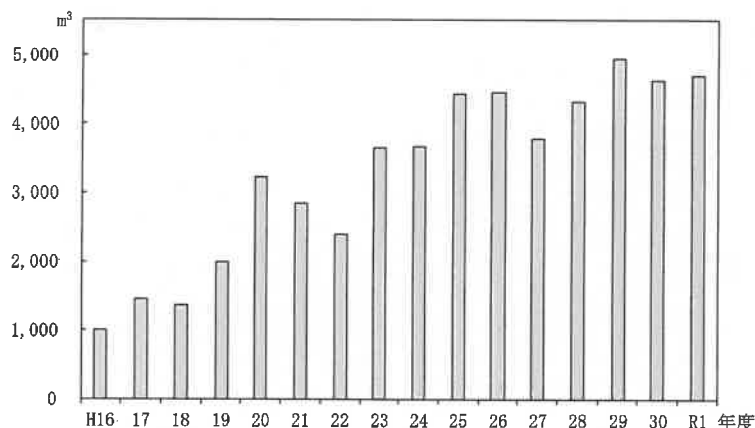


1-2 県産木材の利用促進

現状と課題

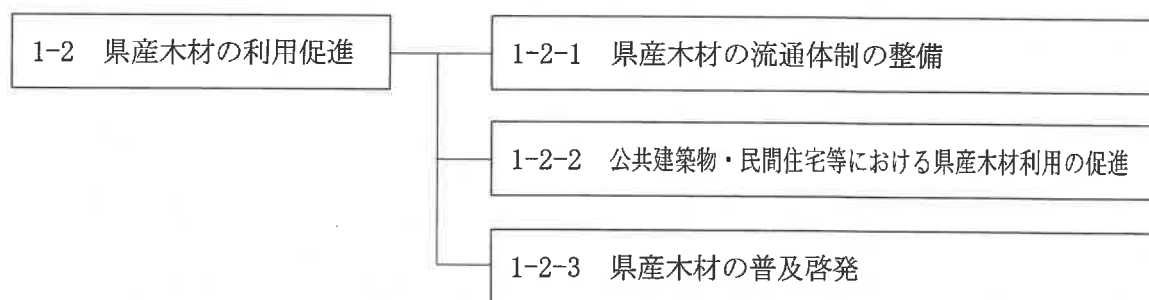
- 利用期を迎えたヒノキなどの県産木材の搬出量は増加傾向にありますが、今後も、木造住宅の柱材などに利用できる樹齢を迎えるヒノキなどの増加が見込まれており、また、木材の利用は、快適で健康的な住環境などの形成だけでなく、地球温暖化の防止や地域経済の活性化にもつながることから、引き続き、県産木材の流通量の増加と安定供給を図る必要があります。
- 県産木材製品の利用については一定進んできていますが、さらに利用を拡大するためには、引き続き、県や市町が率先して公共建築物などで利用するほか、民間住宅などでの利用を支援する必要があります。また、県産木材の認知度を高めるためのブランド化や、品質や特性などについての県民や事業者に対するPRなどにも、これまで以上に取り組んでいく必要があります。

図6 県産木材の搬出量の推移（民有林）



資料：香川県みどり整備課

施策の体系



施策展開

1-2-1 県産木材の流通体制の整備

ア) 県産木材流通体制の支援

- 需要者側が求める一定の基準を満たす付加価値の高い県産木材の加工・流通体制の整備を支援するとともに、川上（森林組合など）と川中（製材工場など）、川下（工務店など）が連携した県産木材の安定供給の促進に努めます。

イ) 県産木材認証制度の適切な運用

- 木材の産地と製品が一定の基準を満たした品質・性能を有することを証明する香川県産

木材認証制度を適切に運用するなど、付加価値の高い木材製品の流通の促進により、県産木材の認知度を高めるとともに、県産木材のブランド化を推進します。

1-2-2 公共建築物・民間住宅等における県産木材利用の促進

ア) 公共施設における県産木材の利用促進

- 「公共建築物等における県産木材の利用の促進に関する方針」に基づき、県が整備する公共建築物等における県産木材の利用を推進するとともに、各市町が整備する施設における県産木材の利用の促進を図ります。

イ) 県産木材を利用した個人住宅等への支援

- 県産木材を利用した個人住宅の新築・増改築・リフォームや、PR効果の高い民間施設における県産木材を内装、備品等に利用した新築・リフォームを支援するなど、県産木材の個人住宅などでの利用を促進します。

1-2-3 県産木材の普及啓発

ア) 県産木材PR活動の支援

- 木の良さの普及や木材利用の意義・情報などの発信、県産木材を活用した木材製品などのPRを行うため、香川県木材需要拡大協議会が行う木材関連イベントの開催などの取組みを支援します。

イ) 「かがわの森アンテナショップ」の運営

- 「かがわの森 アンテナショップ」(高松シンボルタワー かがわプラザ内)で、柱材やベンチなどの木製品の展示・PRを行うとともに、木材関係団体や森林ボランティアなどと連携して、木材普及のためのイベントを随時開催するなど、県産木材製品の販売促進と需要拡大を図ります。

ウ) 木づかい・木育の推進

- 子どもから大人までを対象に、木材や木製品とのふれあいなどを通じて、木への親しみをもち、木の文化、人と森林との関わりへの理解を深め、木材の良さや利用の意義を学んでもらう機会の提供に努めます。

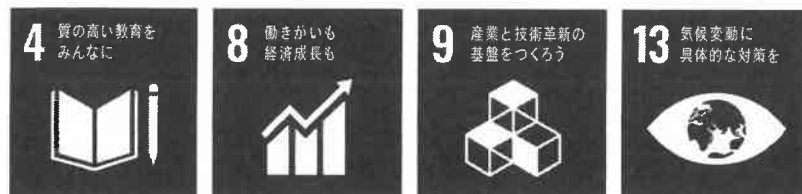
エ) 品質・加工技術等の普及啓発

- 県産木材の品質や特性等について、パンフレットなどを作成して広く県民にPRを行うとともに、県産木材のさらなる品質向上を図るため、木材加工の新技术等について情報収集を行い、事業者などへの普及啓発に努めます。

指標

施策展開	項目	単位	現況【R2年度】	目標【R7年度】
1-2-1	県産認証木材取扱事業者数	事業者	(28(R元)) 6月頃確定	33
1-2-2	県産木材の県内での利用量	m ³	(3,161(H27~R元平均)) 6月頃確定	3,700
1-2-3	県産木材の認知度	%	(23(R元)) 調整中	35

方向性を同じくするSDGsのゴール



1-3 里山再生の推進

現状と課題

- 人と里山の関係が希薄化し、放置された竹林などの拡大による里山林の有する多面的機能の低下や、高齢級化している広葉樹林の管理などが課題となる一方で、広葉樹林などを活用した特用林産物の生産など里山資源の利活用に向けた取組みが進んでおり、今後、里山再生を推進していくためには、里山整備や利活用の拡大に向けた地域の取組みなどに対して、より一層の支援を行っていく必要があります。

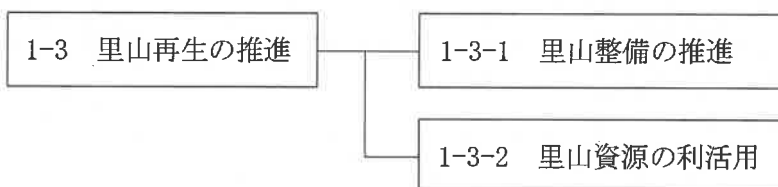


放置された竹林



高齢級化している広葉樹林

施策の体系



施策展開

1-3-1 里山整備の推進

ア) 放置された里山の整備への支援

- 里山の整備を推進するため、森林所有者などが行う高齢級化している広葉樹林や放置された竹林などの整備に対して支援します。

イ) 広葉樹林・放置竹林管理技術の普及

- 里山林の有する多面的機能の維持・増進を図るための整備や、資源を有効活用しながら保全を図るなど、広葉樹林や竹林の管理技術を開発し、普及啓発に努めます。

1-3-2 里山資源の利活用

ア) 資源の活用に取り組む地域等への支援

- 薪やシイタケ原木の生産、広葉樹材の製品化など、広葉樹・竹資源の活用に取り組む地域などを支援します。

イ) 高齢級化する広葉樹林の利活用の検討

- 多面的機能の維持・増進や、広葉樹材の利活用と合わせた更新伐により広葉樹林の若返りを図るなど、高齢級化している広葉樹林の適正な管理と利活用の方法について検討します。

ウ) 特用林産物のPR

- 県内の特用林産物の生産状況について調査を行うとともに、各種イベントにおいて、原木シイタケなど、地域の特用林産物の積極的なPRなどに努めます。

指標

施策展開	項目	単位	現況【R2年度】	目標【R7年度】
1-3-1	里山整備面積（累計）	ha	(80(H27~R元累計)) 6月頃確定	100 (R3~7累計)
1-3-2	里山資源の生産量 ※	t	(160(H27~R元平均)) 6月頃確定	200

※ 薪、炭、シイタケ原木の生産量を合わせたもの

方向性を同じくするSDGsのゴール

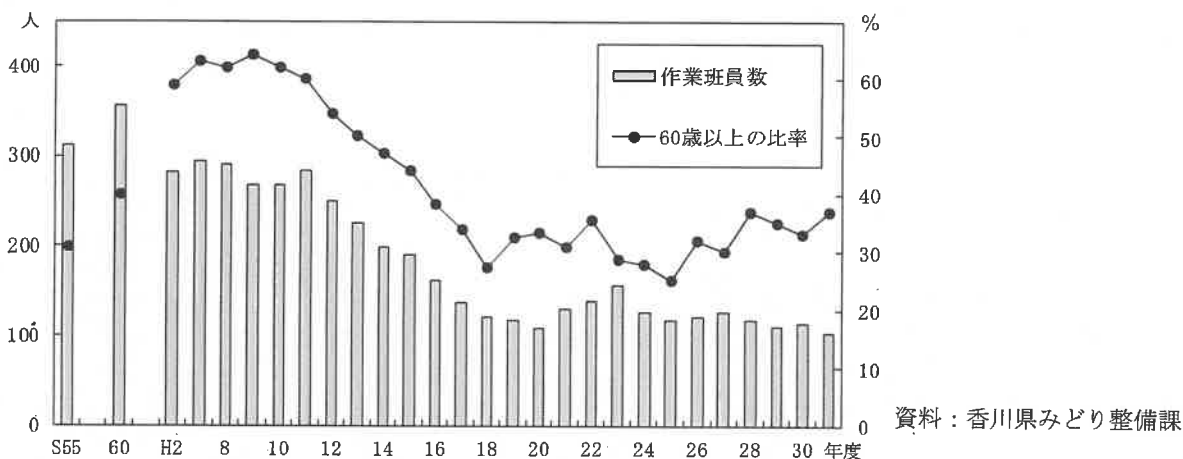


1-4 森林・林業の担い手育成

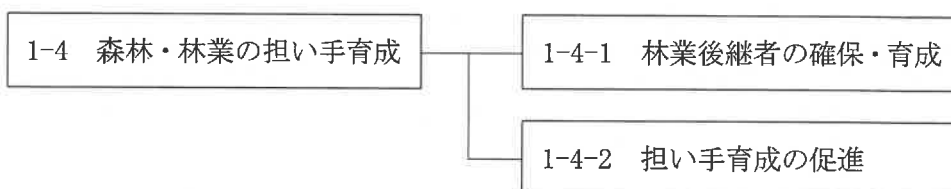
現状と課題

- 森林所有者の高齢化などにより、所有山林の森林整備が進まない状況にあるなか、県内の森林整備の中心的な役割を担っている森林組合などの作業班員も長期的には減少傾向にあり、県産木材の供給と利用を促進し、里山の再生を進めるためには、引き続き、後継者となる人材の確保・育成に取り組むとともに、意欲と能力のある林業経営体に対しては経営基盤の強化などの支援を行っていく必要があります。

図7 森林組合等作業班員の推移



施策の体系



施策展開

1-4-1 林業後継者の確保・育成

ア) 森林・林業教室の開催

- 新たに森林を相続した者を含め、森林所有者などを対象に、森林の多様な利用方法や管理のための技術習得を目的とした講座を開催するなど、自主的な森林管理や林業活動を促進します。

イ) 林業研究グループの活動支援

- 森林所有者などで構成され、林業技術の向上や森林経営の改善に取り組む林業研究グループに対して、研修会への参加の支援や林業経営・育林技術の指導強化を図るなど、活動の活性化を支援します。

1-4-2 担い手育成の促進

ア) 森林整備の担い手確保・育成の支援

- 森林組合などが取り組む作業班員に対する労働安全衛生研修や技術研修などを支援します。
- 所有面積が小規模な森林所有者の森林を取りまとめて効率的な森林経営を行うに当たり、森林施業の方針や事業収支を示した施業提案書の作成など中心的な役割を担う森林施業プランナーを育成します。
- 林業に関心がある者を対象に、植林や伐採などの林業技術を習得する研修や森林の管理に関する知識を学ぶ講座を開催するなど、森林整備の担い手を幅広く確保する取組みについて検討します。

イ) 林業労働力確保支援センターの運営支援

- 林業労働力の確保の促進に関する法律に基づく知事の指定を受けた林業労働力確保支援センターが行う、林業への就業希望者を対象とした求職情報の提供や技術研修、各種相談活動に対して支援します。

ウ) 「意欲と能力のある林業経営体」の育成支援

- 森林組合や民間事業者などの林業事業体について、生産性の向上や再生林の実施、林業従事者の雇用管理の改善など森林経営管理法が定める一定の基準を満たす「意欲と能力のある林業経営体」としての育成を図るなど、経営基盤の強化に向けた取組みの支援に努めます。

指標

施策展開	項目	単位	現況【R2年度】	目標【R7年度】
1-4-1	林業研究グループ、林業事業者への講習会等実施回数	回	7 (H28～R2 平均)	10
1-4-2	新規林業就業者数(累計)	人	(56(H27～R 元累計)) 6月頃確定	50 (R3～7 累計)

方向性を同じくするSDGsのゴール



基本方向2 暮らしを支えるみどりの充実

【施策区分（大項目）2の指標】

項目	単位	現況【R2年度】	目標【R7年度】
公園・緑地面積 ※	ha	1,838 (R元)	1,856
みどりの豊かさ(森林・公園など)の満足度	%	調整中	検討中

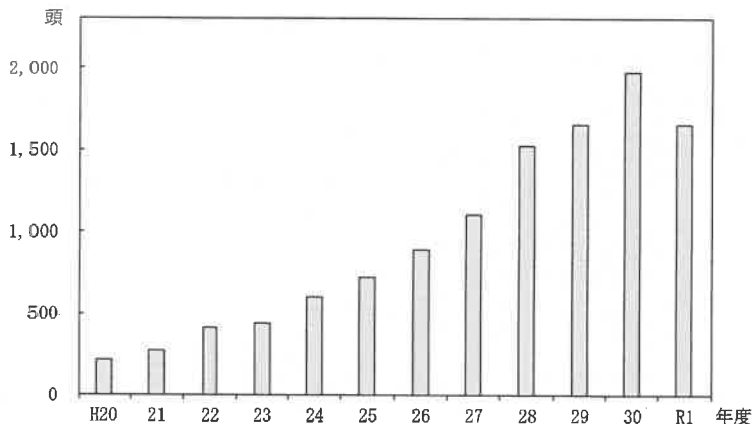
※ 都市公園と港湾緑地、森林公園の面積を合わせたもの

2-1 暮らしを守るみどりの保護・保全

現状と課題

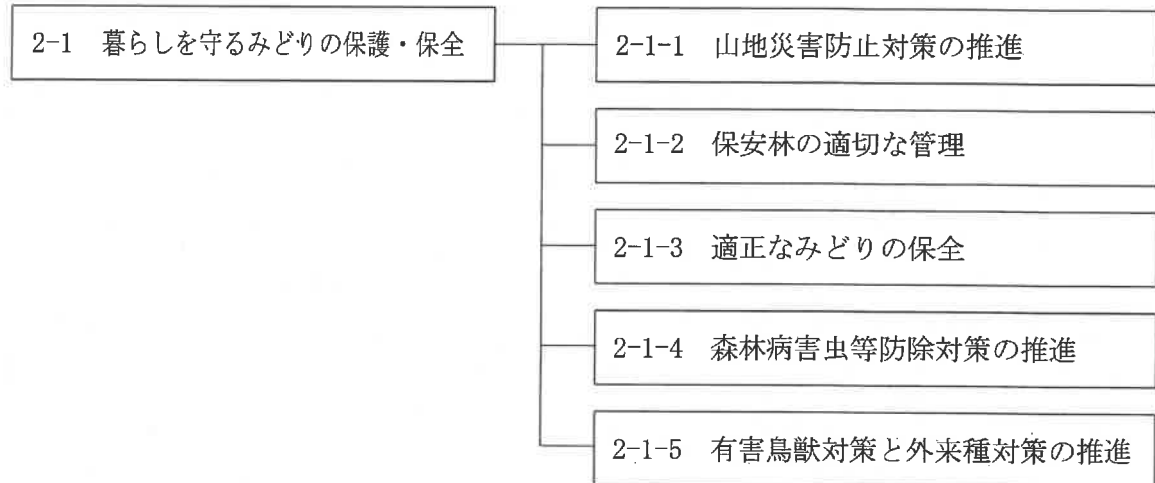
- 森林が持つ山地災害防止や水源の涵養など公益的機能を維持していくためには、適切な維持・管理が必要であり、台風などの風水害の頻発化・激甚化も懸念される中、引き続き、山地災害の未然防止を図るための治山事業の推進や、設置した治山ダムなどの施設の保全、荒廃のおそれがある保安林の機能回復などに取り組んでいく必要があります。
- 森林や農地などの「みどり」は、ひとたび失われると容易には元に戻らないため、多面的機能の維持・発揮に向けた適切な保全を図ることが重要となることから、各種規制の適正な運用を図るとともに、違法開発の防止や早期発見のための監視に努める必要があります。
- 「みどり」に対する被害は、自然災害や人間の行為によるもの以外に、松くい虫やカシノナガキクイムシなどの森林病害虫、ニホンジカやイノシシなどの野生鳥獣、オオキンケイギクやナガエツルノゲイトウなどの外来種によっても発生していますが、これらの被害を完全に防ぐことは困難であることから、市町・関係団体とも連携して、被害の早期発見、被害拡大防止対策の迅速な実施に努める必要があります。

図8 ニホンジカの捕獲頭数の推移



資料：香川県みどり保全課

施策の体系



施策展開

2-1-1 山地災害防止対策の推進

ア) 治山ダム設置による山地災害防止対策

- 危険度の高い山地災害危険地区における治山ダムの整備率を高めるなど、山地災害の防止対策を進めます。
- 砂防事業や国有林治山事業との連携・調整を図り、効果的に治山事業を進めます。

イ) 土砂流出防備保安林等の整備

- 荒廃した森林の早期回復を図るとともに、立木の密度を調整して樹木の成長と下層植生の生育を図る本数調整伐を行うなど、土砂流出防備保安林等の整備を進めます。

ウ) 治山施設の長寿命化対策

- 設置から一定年数を経過した治山施設の老朽化状況を点検し、緊急性の高い施設から機能強化や補修を行うなど、施設の長寿命化対策を進めます。

エ) 山地災害危険地区に対する避難体制の整備

- 山地災害危険地区の地域住民に対し、大雨時などの自主的な避難を促すため、市町と連携して、避難体制の整備や危険箇所に関する情報の周知の徹底などに努めます。

2-1-2 保安林の適切な管理

ア) 保安林の適正な配備

- 森林に関する自然的条件や社会的要請、保安林の配備状況、保全対象の状況を踏まえ、水源の涵養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全形成など公益目的達成の観点から必要な保安林の指定・解除を行うなど、適正な配備に努めます。

イ) 保安林制度の適正な運用

- 保安林としての働きを維持するために守らなければならない森林の取扱方法（立木の伐採方法や限度、伐採後の植栽方法など）を定めた指定施業要件について、効果的・効率的に間伐等の森林整備が実施できるよう内容を見直すなど、保安林制度の適正な運用に努めます。

ウ) 治山事業による保安林機能の回復

- 土砂の流出などにより、山地災害防止などの機能が低下している保安林について、治山事

業により機能の回復を図るなど、保安林の保全・管理に努めます。

2-1-3 適正なみどりの保全

ア) 林地開発許可制度の適正な運用

- 森林法に基づく「林地開発許可制度」の適正な運用により、森林の無秩序な開発を防止するとともに、関係機関と連携しながら、開発行為に対する定期的な指導・監視の実施に努めます。

イ) みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例の適正な運用

- みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例の「事前協議制度」の適正な運用により、森林 0.1 ヘクタール以上（その他の土地にあつては 1 ヘクタール以上）の土地開発行為に対して、秩序ある開発を促すなど、適切な土地利用の調整を図ります。

ウ) 開発跡地の確実な緑化

- 開発跡地の緑化を確実にを行うため、一定要件の土地開発行為について、跡地の緑化を義務付けるとともに、履行を保証するため、みどりの保全協定を締結します。

エ) みどりの巡視員等による監視の徹底

- 違法な開発行為の防止と早期発見のため、みどりの巡視員による監視や航空機を使った上空からの監視などを継続して実施します。

オ) 農地の保全

- 農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図る活動に対する支援を行うとともに、農業振興地域制度や農地転用許可制度の適正な運用、環境や景観に配慮した農業水利施設の整備に努めます。

カ) 藻場の保全

- 藻場が持つ水産資源を守り育てる機能や水域環境を改善する機能を発揮させるため、藻場分布状況の把握、藻場造成の実施により、良好な漁場環境づくりを推進します。

2-1-4 森林病虫害等防除対策の推進

ア) 松くい虫被害対策

- 国、県、市町が連携して、環境に配慮した適切な防除など松くい虫被害対策を計画的に推進し、保安林や公園区域など地域にとって重要なマツ林の保全に努めます。

イ) ナラ枯れの被害拡大防止対策

- 香川県ナラ枯れ防除対策方針に基づき、市町などと連携し、ナラ枯れの早期発見と被害の急速な拡大の防止に努めます。

ウ) 森林保険の加入促進

- 林野火災や干害などによる森林所有者の損害を抑えるため、森林保険の加入促進に努めます。

エ) 林野火災予防の啓発

- 林野火災を未然に防止するため、市町などと連携し、出火原因や発生時期などの傾向を踏まえ、効果的な林野火災予防の普及啓発に努めるとともに、みどりの巡視員などによる適正な火気の取扱い指導を徹底します。

2-1-5 有害鳥獣対策と外来種対策の推進

ア) 野生鳥獣による森林被害防止対策への支援

- シカなどの野生鳥獣から森林を保護するため、森林所有者による鳥獣侵入防護柵の整備や食害防護資材の設置などの被害防止対策を支援します。

イ) 鳥獣被害防止対策推進のための人材育成等

- 将来にわたって有害鳥獣対策を実践する担い手を確保・育成するため、若者や女性を対象とした狩猟免許取得の入門講座や、狩猟初心者から捕獲経験者まで段階にあわせた捕獲技術講習会を開催するなど、若手狩猟者や地域で中心的な役割を担う「地域リーダー」を育成します。
- 市町が行う市街地周辺でのイノシシやニホンザル等の捕獲や、地域住民等による侵入防止柵の設置など、鳥獣被害防止のための地域づくりを推進します。

ウ) 市町が行う有害鳥獣捕獲への支援等

- 市街地に出没するイノシシや生息範囲が拡大しているニホンザルとニホンジカについて、市町が行う有害鳥獣捕獲を支援します。

エ) 県主体の捕獲事業による重点的な捕獲

- 市町が行う有害鳥獣捕獲では十分な捕獲が行われていない市街地周辺部や島しょ部等のイノシシ、ニホンジカ、ニホンザルについて、県主体の捕獲事業等を重点的に実施します。

オ) 外来種対策の推進等

- 外来生物法に基づき、アライグマやヌートリアなど特定外来生物の防除を計画的に行う市町を支援するなど、特定外来生物の防除を推進します。
- 新たな特定外来生物の侵入を防止するため、国や市町、民間団体などと連携し、情報収集や監視を行うとともに、定着が確認された場合には、集中的な防除など早期対策に努めます。
- 侵略的外来種の防除についての基礎資料となる「侵略的外来種リスト」を活用し、外来種について正しい理解を深めるよう普及啓発を図るとともに、優先度を踏まえ、国や市町、民間団体などと連携した適切な防除対策に取り組みます。

指標

施策展開	項目	単位	現況【R2年度】	目標【R7年度】
2-1-1	治山施設整備箇所数(累計)	箇所	56 (H28～R2 累計)	75 (R3～7 累計)
2-1-2	保安林(国指定)の指定施業要件の見直し未了件数	件	1,512	0
2-1-3	みどりの巡視員等による巡視延べ日数	日	600	600
2-1-4	ナラ枯れ拡大防止対策のための更新伐の面積(累計)	ha	新規	25 (R3～7 累計)
2-1-5	ニホンジカの年間捕獲目標頭数	頭	(1,584(H27～R元平均)) 6月頃確定	1,500

方向性を同じくするSDGsのゴール

11 住み続けられる
まちづくりを



13 気候変動に
具体的な対策を



14 海の豊かさを
守ろう



15 陸の豊かさも
守ろう



17 パートナーシップで
目標を達成しよう

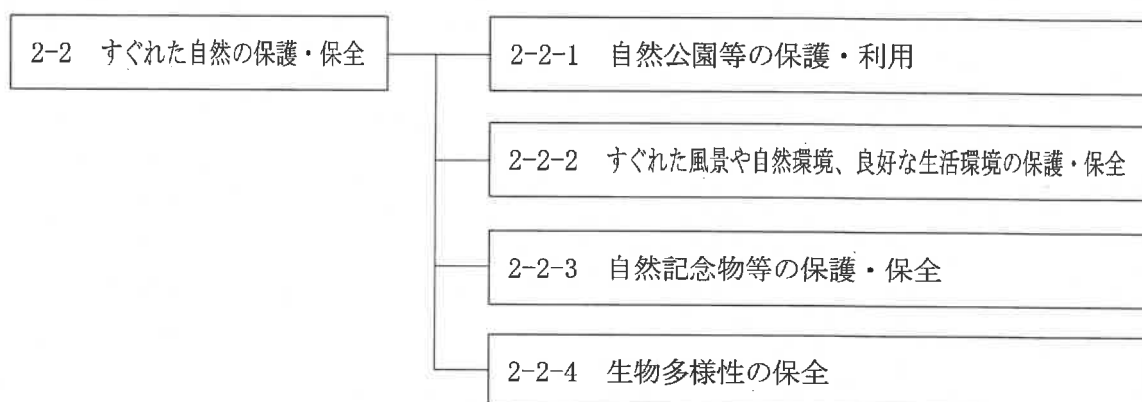


2-2 すぐれた自然の保護・保全

現状と課題

- 暮らしを支えるみどりを充実させていくためには、すぐれた自然環境の保護・保全を図ることが大切であり、瀬戸内海沿岸の島しょ部や海岸地帯を中心にした国立公園や、讃岐山脈の大滝山、竜王山、大川山周辺の県立自然公園の適切な保護・利用増進を図るとともに、「自然環境保全地域」、「緑地環境保全地域」、「自然海浜保全地区」など貴重な自然環境や植生の分布地、良好な自然環境を形成している自然記念物などについても、適切な保護・保全に努める必要があります。
- 私たちの暮らしは生物多様性からもたらされるさまざまな恵みにより支えられており、生物多様性の保全における「みどり」の役割が高まるなか、すぐれた自然の保護・保全を進めるためにも、行政、企業、民間団体、県民などさまざまな主体が連携して、生物多様性の保全に取り組んでいく必要があります。

施策の体系



施策展開

2-2-1 自然公園等の保護・利用

ア) 自然公園等の適切な維持管理

- すぐれた自然環境の保護・保全を図るため、法令の規定に基づき、開発行為などに対する適正な規制・指導を行うとともに、老朽化した施設の改修や修繕など適切な維持管理に努めます。

表1 自然公園の指定状況

区分	名称	面積 (ha)		
		全地域	特別地域	普通地域
国立公園	瀬戸内海	18,171	9,008	9,163
県立自然公園	大滝大川 (高松市塩江町、まんのう町)	2,363	564	1,799
計		20,534	9,572	10,962

イ) 自然公園等の利用促進

- 施設の魅力を紹介するイベントの実施に努めるほか、自然公園については、引き続き、指定管理者制度を活用した積極的な広報活動や各種イベントの充実を図るなど、施設の利用促進に努めます。

2-2-2 すぐれた風景や自然環境、良好な生活環境の保護・保全

ア) みどりの巡視員等による巡視の実施

- すぐれた風景や自然環境である自然環境保全地域や良好な生活環境である緑地環境保全地域、良好な砂浜などが維持されている自然海浜保全地区について、みどりの巡視員などによる巡視を行い、適切な保護・保全に努めます。

イ) 環境影響評価制度の適正な運用

- 開発事業による環境への影響を回避・低減するため、一定規模以上の開発事業については、事業者に対して、法令に基づき、事業の内容が環境にどのような影響を及ぼすかについて、あらかじめ自ら調査、予測、評価を行い、その結果を公表して、広く意見を聴いた上で計画するよう指導します。
- 法令などの対象とならない一定規模未満の開発事業については、環境配慮指針に基づき、事業活動に伴う環境への負荷低減に向けた事業者の自主的かつ積極的な取組みの推進に努めます。

表2 自然環境保全地域の指定状況

名 称	所在地	面積 (ha)	
		全地域	特別地域
弥谷山 自然環境保全地域	三豊市	33.96	29.47
藤尾山 自然環境保全地域	高松市	37.27	37.27
水主 自然環境保全地域	東かがわ市	4.41	4.41
女体山 自然環境保全地域	さぬき市	12.38	12.38
計	4箇所	88.02	83.53

表3 緑地環境保全地域の指定状況

名 称	所在地	面積 (ha)
七宝山 緑地環境保全地域	三豊市	50.95
大高見峰 緑地環境保全地域	綾歌郡綾川町、丸亀市	124.10
小松尾山 緑地環境保全地域	三豊市	2.99
大水上 緑地環境保全地域	三豊市	6.51
間川 緑地環境保全地域	さぬき市	4.24
計	5箇所	188.79

2-2-3 自然記念物等の保護・保全

ア) みどりの巡視員等による巡視の実施

- 良好な自然環境を形成している自然記念物や香川の保存木、名勝、天然記念物などについて、みどりの巡視員や文化財保護指導委員による巡視を行い、適切な保護・保全に努めます。

イ) 自然記念物等の保護のための調査・支援

- 自然記念物や天然記念物、香川の保存木の適切な保護・保全が図られるよう、専門家の協力を得ながら現況を調査し、管理者に対して、管理方法について助言するなどの支援を行います。

2-2-4 生物多様性の保全

ア) 生物多様性保全の推進

- 民間団体などと連携して、生物多様性保全を実現するための普及啓発活動を推進するとともに、専門家が行う現地調査に伴う作業の補助やフィールド講座での解説などの体験を通じて、生物多様性の保全に関する指導的役割を期待される人材を育成します。

イ) 希少野生生物の保護

- 香川県レッドデータブックで絶滅のおそれが高いと評価された種について、現状の把握に努めるとともに、個体群の保護増殖を目的とした保護活動や普及啓発事業、希少野生生物の生息・生育に支障を及ぼす侵略的外来種対策などを実施します。
- 希少野生生物のうち、特に保護を図る必要がある種については、「香川県希少野生生物の保護に関する条例」に基づき、「指定希少野生生物」や「指定希少野生生物保護区」に指定するなど、地域とも連携した保護増殖や生息・生育地などの保全を図ります。

表4 香川県レッドデータブック 2021 掲載種

分類群	種数					
	絶滅	絶滅危惧Ⅰ種	絶滅危惧Ⅱ種	準絶滅危惧	情報不足	合計
植物	14	245	109	80	14	462(44.8%)
哺乳類	1	0	0	2	1	4(0.4%)
鳥類	0	9	35	40	0	84(8.1%)
爬虫類	0	0	0	3	2	5(0.5%)
両生類	0	1	2	3	0	6(0.6%)
汽水・淡水魚類	0	12	13	6	2	33(3.2%)
昆虫類	10	27	74	126	48	285(27.6%)
甲殻類	0	1	0	5	0	6(0.6%)
貝類	2	65	35	37	8	147(14.2%)
合計	27 (2.7%)	360 (34.9%)	268 (25.9%)	302 (28.9%)	75 (7.6%)	1,032 (100.0%)

資料：香川県レッドデータブック 2021

ウ) 野生鳥獣の保護管理

- 鳥獣保護管理事業計画に基づき、野生鳥獣の生息環境の保全と狩猟の適正化を図るとともに、野生鳥獣保護センターなどにおける傷病鳥獣の保護などの活動を推進するほか、愛鳥週間などにより、野生鳥獣の保護管理の重要性についての普及啓発活動を行います。

指標

施策展開	項目	単位	現況【R2年度】	目標【R7年度】
2-2-1	県立自然公園野営場等の利用者数	千人	70 (H28～R2 累計)	77 (R3～7 累計)
2-2-2	みどりの巡視員等による巡視延べ日数(再掲)	日	600	600
2-2-3	自然記念物、天然記念物等の保護のための調査・支援(累計)	件	37 (H28～R2 累計)	40 (R3～7 累計)
2-2-4	生物多様性に関する県民の認知度	%	32	40

方向性を同じくするSDGsのゴール

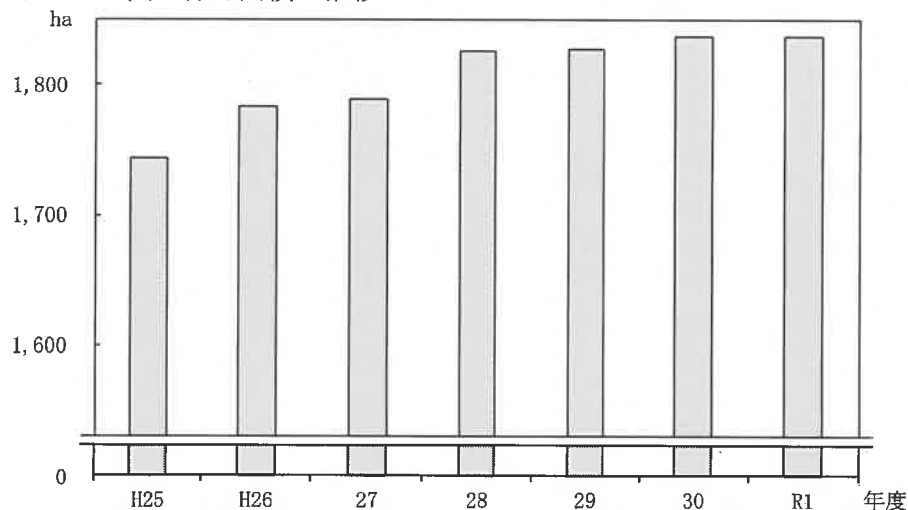


2-3 身近なみどりの整備・管理

現状と課題

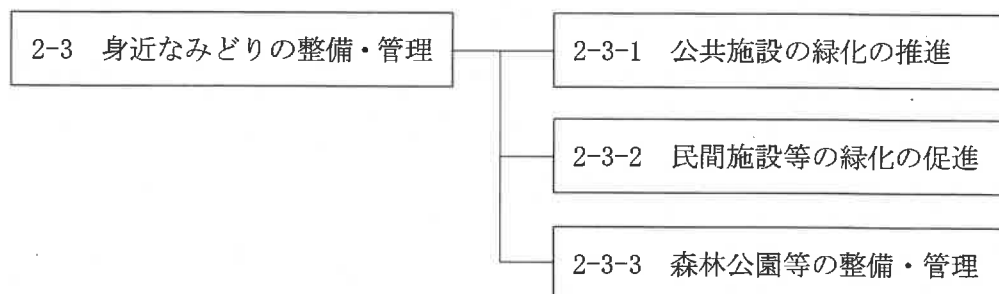
- みどりの充実を図るため、庁舎や学校、病院などの公共施設においても、地域の特性や自然環境などと調和を図りながら緑化を進めていますが、地球温暖化の防止や生物多様性の保全などにおける「みどり」の機能や役割が注目されるなか、今後は、関係機関とも連携を図りながら、緑化の質の向上に努めるとともに、市町に対しても、緑化の推進を働きかけていく必要があります。
- すでに、街なかの広場や街路などでは、花や樹木の手入れを行っている自治会やボランティアなど、多くの人たちが地域の緑化活動に取り組んでおり、また、企業や社会福祉施設などにおいても、地球温暖化防止などの観点から、建築物などの緑化に取り組んでいることから、身近なみどりを広げていくためには、これらの緑化活動を促進していく必要があります。
- 「新しい生活様式」の実践が求められるなか、豊かなみどりの中で心身ともにリフレッシュできる場を確保することは、「新たな日常」に向けた取組みを進めるうえでも重要であることから、より多くの人に、安全・安心・快適に森林公園などを利用してもらえるよう、計画的な施設・設備の整備を図っていく必要があります。

図9 公園・緑地面積の推移



資料：香川県みどり整備課

施策の体系



2-3-1 公共施設の緑化の推進

ア) 県有施設の緑化の推進

- 屋上緑化の普及モデルとして県庁舎屋上の庭園を管理・運営するなど、県が設置し、または管理する公共施設について、屋上緑化や壁面緑化など地域の特性を踏まえた緑化を図ります。
- 一定区間の道路の緑化を行う「香川さわやかロード」や港湾緑地の整備に取り組むなど、地域の特性や自然環境などとの調和に配慮した、地域にふさわしいみどりづくりを進めます。

イ) 関係機関との連携強化

- 緑化基準・緑化技術マニュアルなどに基づく緑化が図られるよう、関係機関と連携して、緑化の質の向上に努めるとともに、市町に対しても、緑化の推進を働きかけます。

2-3-2 民間施設等の緑化の促進

ア) 都市部における緑化の支援

- みどりが少ない都市部における緑化を効果的に進めるため、都市計画区域にある民間施設などの芝生化や建物緑化を支援します。

イ) 緑化相談等による支援

- 樹木医による「みどりのSOS相談」や緑化技術の情報提供、園芸総合センターにおける園芸相談などにより、地域や日常の暮らしの中での緑化活動を支援します。

2-3-3 森林公園等の整備・管理

ア) 森林公園の整備・管理

- 県民が安全・安心・快適に森林公園を利用できるよう、計画的な施設・設備の整備に努めるとともに、年間を通じた利用が進むよう、多彩なイベントの実施や効果的な情報発信などに取り組むほか、森林公園の魅力を高め、より一層活用していくための方策についても検討します。

表5 森林公園の整備状況

名 称	開園年度	面積 (ha)
公湊森林公園	昭和 53 年度	93
満濃池森林公園	昭和 63 年度	64
ドングリランド	平成 8 年度	31
計	3 箇所	188

イ) 都市公園の整備・管理

- 快適な生活環境の創造を図るため、都市公園の整備を進めるとともに、既存の都市公園について、県民が安全に安心して利用できるよう、市町などと連携を図りながら、計画的に施設を更新・修繕するなど、適切な維持管理に努めます。

指標

施策展開	項目	単位	現況【R2年度】	目標【R7年度】
2-3-1	緑化基準や緑化技術マニュアル等に基づき緑化に取り組んでいる市町数	市町	0	全市町
2-3-2	街なか緑化推進事業の実施箇所数（累計）	箇所	23 (H28～R2 累計)	20 (R3～7 累計)
2-3-2	森林公園の入園者数（累計）	千人	2,821 (H28～R2 累計)	2,960 (R3～7 累計)

方向性を同じくするSDGsのゴール



基本方向3 県民総参加のみどりづくり

【施策区分（大項目）3の指標】

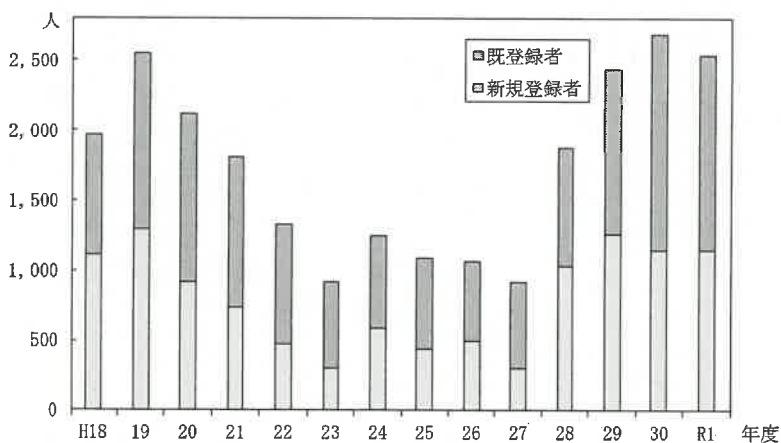
項目	単位	現況【R2年度】	目標【R7年度】
県民参加の森づくり参加者数（累計）	人	(43,536(H27~R元累計)) 6月頃確定	45,000 (R3~7累計)
森林ボランティア活動の関心度	%	調整中	検討中

3-1 みどりづくりへの理解と参加の促進

現状と課題

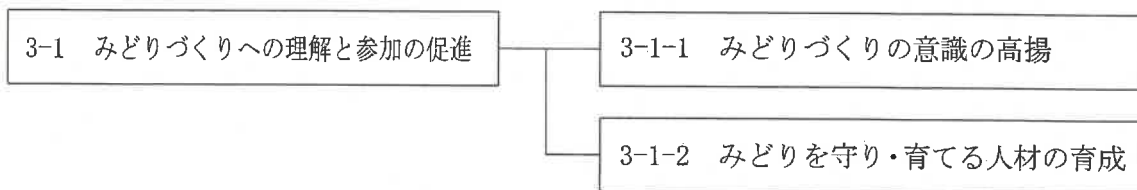
- 人と森林との関わりの希薄化によって放置される森林が増え、森林が有する多面的機能の低下が懸念されるなか、「みどりづくり」に対する県民の理解を深めることが重要となっており、さまざまな啓発活動を通じて、「みどりづくり」に対する県民の意識を高めるとともに、みどりを守り・育てる人材の育成や、県内のさまざまな地域で森づくり活動に取り組んでいる森林ボランティア団体などの活動が継続していけるような取組みを行う必要があります。

図9 どんぐり銀行受付け者数の推移



資料：香川県みどり整備課

施策の体系



施策展開

3-1-1 みどりづくりの意識の高揚

ア) どんぐり銀行活動の推進

- 子どもたちによる森づくりを中心とするみどりづくり活動への参加を一層進め、みどりの持つ働きの重要性を啓発するどんぐり銀行活動を推進します。

イ) 緑の募金活動への協力

- 緑化活動のための資金を充実させるため、街頭キャンペーンなど緑の募金活動や、緑の募金による助成事業についての県民への周知などに積極的に協力します。

ウ) CO₂吸収量認証制度のPR

- CSR活動に関心のある企業・団体の森林整備活動への参加を促進するため、森林の整備などによるCO₂吸収量認証制度について、リーフレットの配布等によるPRに取り組みます。

エ) 啓発イベントの実施

- 全国育樹祭の開催を契機として、機運が高まっている県民総参加のみどりづくりを一層推進するため、みどりづくりから林業、木材利用まで総合的に普及啓発を図るイベントの開催に努めます。

3-1-2 みどりを守り・育てる人材の育成

ア) みどりの学校の運営

- 森林ボランティア団体などとの協働により、みどりに関する「体験」、「学習」、「実践」ができる多様な講座を実施し、みどりを守り・育てる人材を育成します。

イ) 森林ボランティア活動等の充実

- 森林ボランティアに対する理解を深め、森づくり活動への新たな参加を促すため、森林とのふれあい活動や森づくり体験を行う機会の提供や、各種広報媒体を通じた森林ボランティア活動などの情報提供の充実に努めます。

ウ) 森林ボランティア活動等が継続する取組みの検討

- 森林ボランティア活動を担う人材の高齢化などにより、後継者の確保が課題となっていることから、森林ボランティア活動などが継続していくために必要な取組みについて検討します。

指標

施策展開	項目	単位	現況【R2年度】	目標【R7年度】
3-1-1	どんぐり銀行新規預金者数 (累計)	人	5,668 (H28～R2累計)	6,000 (R3～7累計)
3-1-2	みどりづくり活動団体数	団体	30	35

方向性を同じくするSDGsのゴール

4 質の高い教育を
みんなに



13 気候変動に
具体的な対策を



15 陸の豊かさも
守ろう



17 パートナーシップで
目標を達成しよう

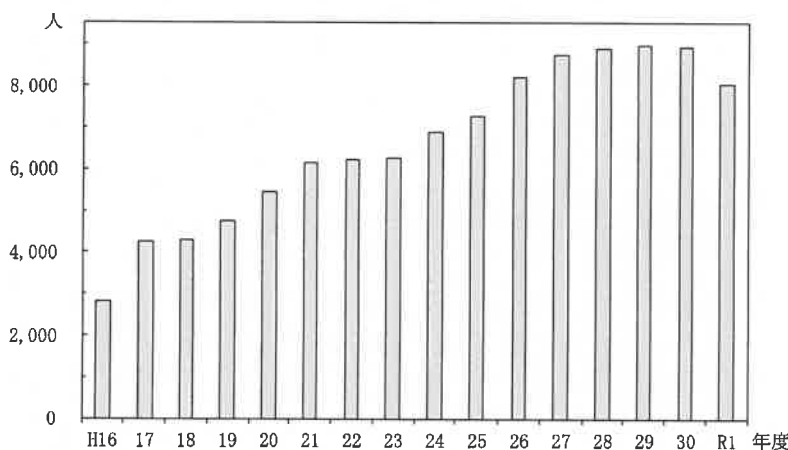


3-2 県民参加のみどりづくりの推進

現状と課題

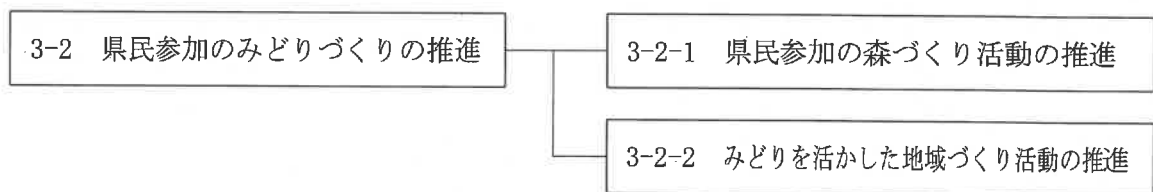
- 森林をはじめとする「みどり」は、県民共通の財産であることから、みどりの重要な働きを普及啓発するとともに、県民総参加による「みどりづくり」を進めることが大切であり、みどりを守り、育てる人材の育成に加え、里山の活用・保全や農山村地域と都市住民との交流、河川や海岸の保全活動など、「みどり」を活かした地域づくり・社会づくりを推進するため、引き続き、市町や森林ボランティアなどと連携し、次世代を担う子供たちやCSR活動に関心のある企業や団体を含め、多様な主体による「みどりづくり」の活動を支援していく必要があります。

図10 県民参加の森づくり参加者数の推移



資料：香川県みどり整備課

施策の体系



施策展開

3-2-1 県民参加の森づくり活動の推進

ア) 緑の少年団の活動支援

- 森づくりや緑化推進の次世代を担う緑の少年団の育成と活動の活性化を図るため、小学校などに新たな少年団の設立を働きかけるとともに、少年団が行うみどりづくり活動を支援します。

イ) みどりとのふれあいの推進

- 手入れが必要な森林の情報を収集し、CSR活動に関心のある企業や団体に提供するなど、多様な主体による協働の森づくりを推進します。

ウ) 「かがわ 山の日」の普及啓発

- 森林ボランティアなどと連携し、毎年11月11日の「かがわ 山の日」に合わせて、植樹

や間伐等の森づくり活動を行うなど、森づくりの重要性について普及啓発を行います。

3-2-2 みどりを活かした地域づくり活動の推進

ア) 地域の森づくり活動の支援

- 森林ボランティアや学識経験者などで構成されるかがわ森林・山村多面的機能発揮対策協議会と連携しながら、森林・山村多面的機能発揮対策活動を行う森林ボランティアを支援するとともに、各種イベントの開催や情報発信に努めるなど、里山の活用と保全活動を推進します。

イ) 農山村地域の交流促進

- 農山村の魅力ある地域資源を活かした農泊やグリーン・ツーリズムを推進するなど、農山村地域と都市住民との交流を促進します。

ウ) 川辺づくり活動の促進

- 行政と地域住民が協働して河川環境を保全する活動を活性化するとともに、地域住民が自主的に行う河川の美化、愛護運動を促進します。

エ) 海岸づくり活動の促進

- 浜辺の景観や岩礁、干潟に生育する植物などに影響を及ぼしている海岸漂着物等（海岸に漂着・散乱しているごみ）の回収・処理や発生抑制に取り組むとともに、地域住民が自主的に行う海岸の美化、愛護運動を促進します。

指標

施策展開	項目	単位	現況【R2年度】	目標【R7年度】
3-2-1	緑の少年団の団数	団	39	44
3-2-2	みどりづくり活動団体数 (再掲)	団体	30	35

方向性を同じくするSDGsのゴール



第5章 計画の推進

1 推進体制

2 進行管理

第5章 計画の推進

1 推進体制

今日のみどりに関する諸問題に適切に対処するとともに、計画のめざす「みんなで育て、活かす、みどり豊かな暮らしの創造」を実現させるためには、計画を県民総参加で推進していく必要があります。

そのためには、県や市町はもとより、県民、事業者、民間団体が、緑化の推進とみどりの保全に関して、それぞれが果たすべき役割を十分に理解し、相互に連携・協力しながら、主体的かつ積極的に行動する必要があります。

主 体	果たすべき役割
県	<p>県土のみどりづくりの牽引役として、この計画に基づき、国や市町、関係部局間の調整・連携を図りつつ、緑化の推進とみどりの保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。</p> <p>このため、県民や事業者、民間団体、市町を積極的に支援するとともに、みずからも、緑化の推進とみどりの保全のための事業を実施し、また、普及啓発を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○木材生産などの林業の活性化 ○森林・林業の担い手などの育成 ○森林や農地などの整備・保全 ○各種マニュアルや指針などの作成・普及 ○調査研究や技術の開発 ○県土全般の各種施策や制度の充実と適正な運用 ○モデル的事業の率先的な取組みによる市町・事業者に対する事業実施誘導 ○市町や民間団体の取組みへの支援など、「県民総参加のみどりづくり」の推進 ○普及啓発活動
市町	<p>地域に最も密着した基礎的な自治体としてその役割は重要であり、地域のみどりの特性を十分考慮した施策を展開するとともに、地域のみどりづくりの牽引役として、地域住民と一体となった緑化の推進とみどりの保全に関する施策を推進することが求められています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域の緑化に関する各種施策や制度の充実 ○市町村森林整備計画などによる地域のみどりの整備・保全・利用 ○モデル的事業の率先的な取組みによる事業者に対する事業実施誘導 ○地域住民や民間団体の取組みへの支援 ○普及啓発活動

主 体	果たすべき役割
県 民	<p>多様な恵みを受けているみどりを保全し、未来へと継承するためには、行政だけでなく県民の積極的な関与と協力が必要であることから、県民総参加によるみどりづくりの実現が期待されます。</p> <p>このためには、県土の保全や水源の涵養などの公益的機能を有するみどりを県民共有の貴重な財産としてとらえ、身近なみどりをより良きものにしていくための行動を、みずから実践していく必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○身近な緑地の適切な管理 ○家庭や職場、地域の公園など身近な場所での積極的な緑化 ○県や市町、民間団体の取組みへの積極的な参加・提案 ○地域のみどりづくり計画やボランティア活動への参加・提案 ○緑の募金を通じた緑化活動の支援 ○県産木材や特用林産物の利用 ○県産木材や特用林産物の利用に向けた取組みへの参加・提案
事業者	<p>所有地の緑化に積極的に取り組むことはもとより、企業の社会的貢献活動の一環として、地域のみどりづくりに積極的に参加することが期待されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○工場、事業所の緑化 ○県や市町、民間団体の取組みへの積極的な参加・提案 ○地域のみどりづくり計画やボランティア活動への支援・参加・提案 ○緑の募金を通じた緑化活動の支援 ○県産木材や特用林産物の利用に向けた取組みへの参加・提案
民 間 団 体	<p>地域に根ざした地道な活動をしている自治会・PTAをはじめ、ボランティア団体やNPO法人などの民間団体は、みどりづくりの新たな主体として期待されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○県や市町の取組みへの積極的な参加・提案 ○地域のみどりづくりへの自発的な取組みの実施 ○地域住民などに対する取組みへの参加の呼びかけ ○県産木材や特用林産物の利用に向けた取組みへの参加・提案
森 林 所 有 者	<p>所有者として森林を管理すべきという自覚を持って、県土の保全や水源の涵養など多くの公益的機能を持つ森林を適切に管理するとともに、県産木材の搬出などに取り組むことが期待されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○適切な森林整備 ○県産木材などの積極的な搬出 ○特用林産物の生産 ○里山資源の積極的な利用
林 業 経 営 体	<p>森林経営の受託、経営基盤の強化などを積極的に行うことによって、本県の森林保全・整備の中核的な役割を担うことが期待されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域にあった低コスト林業の実施 ○森林施業の集約化の取組み ○森林の有する多面的機能の持続的な発揮に向けた取組み ○木材業者や工務店などの木材産業関係者との連携による県産木材の利活用

2 進行管理

計画の進行管理は、次表のとおり、指標と数値目標を設定し、毎年度、達成状況を含めた進行管理を行うとともに、その結果を環境審議会に報告します。また、社会情勢や財政状況などの変化に柔軟に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。

指 標	単位	施策項目	現況 (R2年度)	目標 (R7年度)	指標の選定理由	目標値設定の考え方	
森林整備と森林資源循環利用の推進							
1	県産認証木材の搬出量	m ³	1	(9,276(H27～R元平均)) 6月頃確定	12,000	持続的な森林の整備・保全につながる県産認証木材の利用を促進する必要があるため。	これまでの実績と今後の見込みを踏まえ、現況値から3割の増加をめざす。
2	森林整備と木材利用に関する認知度	%	1	調整中	検討中	森林整備と森林資源循環利用の重要性について、県民の認知度を高める必要があるため。	検討中
3	森林整備面積(累計)	ha	1-1-1	(4,520(H27～R元累計)) 6月頃確定	5,000 (R3～7累計)	間伐や植林などの森林整備を推進する必要があるため。	これまでの実績と今後の見込みを踏まえ、1,000ha/年の整備をめざす。
4	林内路網延長	km	1-1-2	(1,707(R元)) 6月頃確定	1,749	林道や森林作業道による林内路網整備を促進する必要があるため。	これまでの実績と今後の見込みを踏まえ、7.0km/年の増加をめざす。
5	林業経営者が作成した森林経営計画の認定面積	ha	1-1-3	(3,420(R元)) 6月頃確定	3,720	面的なまとまりのある森林を確保し、施業の集約化を図る必要があるため。	今後の見込みを踏まえ、5年間で300haの増加をめざす。
6	県産認証木材取扱事業者数	事業者	1-2-1	(28(R元)) 6月頃確定	33	流通体制を整備するためには県産認証木材を取り扱う事業者数を確保する必要があるため。	現況値から2割の増加をめざす。
7	県産木材の県内での利用量	m ³	1-2-2	(3,161(H27～R元平均)) 6月頃確定	3,700	県産木材の公共建築物・民間住宅等での利用を促進するためには、県内での利用を拡大する必要があるため。	これまでの実績と今後の見込みを踏まえ、現況値から2割の増加をめざす。
8	県産木材の認知度	%	1-2-3	(23(R元)) 調整中	35	県産木材の利用を促進するためには、「見たり使ったりしたことがある。」認知度を向上させる必要があるため。	令和元年度県政モニターアンケート結果では23%であり、1/3の水準をめざす。
9	里山整備面積(累計)	ha	1-3-1	(90(H27～R元累計)) 6月頃確定	100 (R3～7累計)	放置竹林などが拡大する里山の整備を推進する必要があるため。	これまでの実績と今後の見込みを踏まえ、20ha/年の整備をめざす。
10	里山資源の生産量	t	1-3-2	(160(H27～R元平均)) 6月頃確定	200	薪、炭などにより未利用材の利用を促進する必要があるため。	これまでの実績と今後の見込みを踏まえ、現況値から2割の増加をめざす。

指 標	単位	施策項目	現況 (R2年度)	目標 (R7年度)	指標の選定理由	目標値設定の考え方	
11	林業研究グループ、林業事業者への講習会等実施回数	回	1-4-1	7 (H28～R2平均)	10	林業後継者の確保・育成に向け、技術講習などを行う必要があるため。	現況値から5割の増加をめざす。
12	新規林業就業者数(累計)	人	1-4-2	(56(H27～R元累計)) 6月頃確定	50 (R3～7累計)	森林整備を支える担い手の育成・確保を推進する必要があるため。	これまでの実績と今後の見込みを踏まえ、10人/年の就業者の確保をめざす。
暮らしを支えるみどりの充実							
13	公園・緑地面積	ha	2	1,838 (R元)	1,856	県民がふれあうことのできるみどりを整備する必要があるため。	これまでの実績と今後の見込みを踏まえ、5年間で約18haの増加をめざす。
14	みどりの豊かさ(森林・公園など)の満足度	%	2	調整中	検討中	みどり(森林・公園など)に関する事業実施の参考とするために、満足度を把握する必要がある。	検討中
15	治山施設整備箇所数(累計)	箇所	2-1-1	56 (H28～R2累計)	75 (R3～7累計)	山地災害危険地区において、治山施設の整備を推進する必要があるため。	これまでの実績と今後の見込みを踏まえるとともに、上位計画との整合を図り、15箇所/年の整備をめざす。
16	保安林(国指定)の指定施業要件の見直し未了件数	件	2-1-2	1,512	0	公益的機能の維持のため、保安林で行える森林整備(間伐など)の内容を見直す必要があるため。	保安林(国指定)について、見直し未了の解消をめざす。
17	みどりの巡視員等による巡視延べ日数	日	2-1-3	600	600	違法開発の防止や早期発見のための監視を実施する必要があるため。	みどりの保護・保全に必要な600日/年の巡視を行う。
18	ナラ枯れ拡大防止対策のための更新伐の面積(累計)	ha	2-1-4	新規	25 (R3～7累計)	ナラ枯れ被害の拡大を防止する必要があるため。	薪などの需要や被害対策の今後の見込みを踏まえ、5ha/年の実施をめざす。
19	ニホンジカの年間捕獲目標頭数	頭	2-1-5	(1,584(H27～R元平均)) 6月頃確定	1,500	ニホンジカの生息頭数の減少と生息範囲の拡大防止を図る必要があるため。	第二種特定鳥獣管理計画の達成に向けた年間捕獲目標頭数1,500頭以上をめざす。
20	県立自然公園野営場等の利用者数	千人	2-2-1	70 (H28～R2累計)	77 (R3～7累計)	野外生活を通じて自然に親しむことができるよう県立自然公園などの利用促進を図る必要があるため。	これまでの実績から1割の増加をめざす。
17*	みどりの巡視員等による巡視延べ日数(再掲)	日	2-2-2	600	600	自然環境保全地域や緑地環境保全地域などについて、適切な保護・保全を図る必要があるため。	みどりの保護・保全に必要な600日/年の巡視を行う。

指 標	単位	施策項目	現況 (R2年度)	目標 (R7年度)	指標の選定理由	目標値設定の考え方
21	自然記念物、天然記念物等の保護のための調査・支援（累計）	件	2-2-3 37 (H28～R2累計)	40 (R3～7累計)	自然記念物、天然記念物などの適切な保護・保全が図られるよう、現況を調査し、管理者に対し管理方法等の助言を行うなどの支援が必要であるため。	平成28年度から令和2年度における自然記念物、天然記念物などに対する助言・支援、樹勢回復補助等の累計と同程度をめざす。
22	生物多様性に関する県民の認知度	%	2-2-4 32	40	生物多様性の保全を図るためには、県民の生物多様性に関する認知度を向上させる必要があるため。	これまでの実績及び今後の見込みを踏まえ、現況値から8%の増加を目標とする。
23	緑化基準や緑化技術マニュアル等に基づき緑化に取り組んでいる市町数	市町	2-3-1 0	全市町	市町の実情に応じた緑化の推進が図られるよう、各市町の目標とする緑化基準や緑化技術マニュアルの策定を働きかける必要があるため。	全市町において、緑化基準などの策定を促し、その基準等に基づいた緑化を推進する。
24	街なか緑化推進事業の実施箇所数（累計）	箇所	2-3-2 23 (H28～R2累計)	20 (R3～7累計)	民間施設の芝生化や壁面緑化などの街なか緑化を推進する必要があるため。	これまでの実績と今後の見込みを踏まえ、4箇所/年の実施をめざす。
25	森林公園の入園者数（累計）	千人	2-3-3 2,821 (H28～R2累計)	2,960 (R3～7累計)	県民がふれあうことのできる身近なみどりの利用を促進する必要があるため。	これまでの実績から5%の増加をめざす。
県民総参加のみどりづくり						
26	県民参加の森づくり参加者数（累計）	人	3 43,536(H27～R元累計) 6月頃確定	45,000 (R3～7累計)	県民総参加のみどりづくりに向け、森づくり活動への参加を促進する必要があるため。	これまでの実績と今後の見込みを踏まえ、9,000人/年の参加をめざす。
27	森林ボランティア活動の関心度	%	3 調整中	検討中	みどりづくり活動の中心である森林ボランティア活動について、県民の関心を高める必要があるため。	検討中
28	どんぐり銀行新規預金者数（累計）	人	3-1-1 5,668 (H28～R2累計)	6,000 (R3～7累計)	県民がみどりづくりへ参加するきっかけづくりを行う必要があるため。	これまでの実績と今後の見込みを踏まえ、1,200人/年の新規預金者の確保をめざす。
29	みどりづくり活動団体数	団体	3-1-2 30	35	県民のみどりづくりへの参加を受け入れる活動団体を確保する必要があるため。	これまでの実績と今後の見込みを踏まえ、1団体/年の増加をめざす。
30	緑の少年団の団数	団	3-2-1 39	44	みどりづくりの次世代を担う人材を育成する必要があるため。	これまでの実績と今後の見込みを踏まえ、1団/年の増加をめざす。
29*	みどりづくり活動団体数（再掲）	団体	3-2-2 30	35	企業や団体などの多様な主体による森づくり活動を促進する必要があるため。	これまでの実績と今後の見込みを踏まえ、1団体/年の増加をめざす。